

串本町大学進学等奨学金貸与制度のお知らせ

串本町では、「串本町大学進学等奨学金貸与規則」に基づき、大学・専門学校等に進学後、奨学金の貸与（無利子）を希望される方を対象に、次のとおり奨学生を募集します。

※現在、大学等に在学中でも申込み可能です。

■募集期間

9月6日（月）～9月24日（金）

■貸与期間

令和4年4月分より、当該大学、短期大学または専門学校の最短の終業年限の終期まで

■貸与条件

- ①大学・短期大学および学校教育法に定める専門学校に在学する方
- ②学生の扶養者が串本町に住所を有し、経済的理由により修学が困難と認められる方
- ③4人家族の世帯を基準とし、その合計所得金額【※令和2年中】が420万円以下であること（世帯の構成員が1人増えるごとに50万円を加算）

<参考>国税庁ホームページより

令和2年分

※給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出します。

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40% －100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30% ＋80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20% ＋440,000円

(例) 年間の収入金額が300万円の場合、
「300万円×30%＋8万円」
が控除され、所得金額は202万円
となります。

■奨学金の額

月額 40,000円（毎月振込み）

入学奨励金 100,000円

（入学準備金として最初の振込み時1回限り）

■奨学生の決定

奨学生の決定は、奨学生選考委員会の選考を経て教育委員会が決定し、本人に通知します。
（11月下旬予定）

■提出書類

①奨学生願書

②同意書

※町外に住所を有する配偶者がいる場合は、課税証明書を添付してください。

③学校長の推薦書

※現在、すでに大学等在学中の場合は、在学校において推薦書をもらうようにしてください。

◎必要書類は、串本町役場教育課（新庁舎2階）にてお渡しします。（お問い合わせいただければ郵送します）

■返還

卒業後20年以内に返還（無利子）

※給付ではなく貸与です。いわゆる教育ローンと同じで返済の義務があります。

※借用書には、保護者とは別に、生計を別にする連帯保証人1名が必要となります（合わせて2名の連帯保証人が必要です）。

◇提出・お問い合わせ先◇

〒649-3592

串本町サンゴ台690-5

串本町役場 串本町教育委員会 教育課
（新庁舎2階）

TEL 0735-67-7260